

第2回滋賀県常備消防広域化検討委員会

- 議事録 -

1 日時

平成19年10月10日(水)10時00分～11時40分

2 場所

滋賀県庁本館2階 防災対策会議室

3 出席者

(委員)

新川 達郎 (同志社大学大学院総合政策科学研究科長)

夏原 覚 (町村会会長)

西岡 義雄 (滋賀県消防長会会長)

藤原 いと (滋賀県女性防火クラブ連絡協議会会長)

渡邊 信介 (滋賀県医師会理事)

藤井 淑子 (滋賀県看護協会会長)

前川 初子 (滋賀県健康推進連絡協議会会長)

廣瀬 一輝 (社団法人滋賀経済産業協会会長、同協会亀田部長代理出席)

以上、10委員中8名出席

目・信 (市長会会長、欠席)

溝口 武 (滋賀県消防協会会長、欠席)

(事務局)

上原防災危機管理監、藪内防災危機管理局副局長、坪田参事、福田副主幹

4 議事

(1) 本県における常備消防の課題について

(事務局)

1ページから2ページの本県における常備消防の課題について資料に基づき事務局から説明。

(委員長)

県の現状や課題、計画を考えて行く上で配慮すべき事項について、説明していただいた。委員の皆さまからご意見を伺いたい。

事務局に確認であるが、平成 24 年度までに広域化した場合、国からの補助事業や地方交付税に関する上乗せ措置等があったと思うが。

(事務局)

広域化の対象となった場合、計画策定経費について 500 万円、広域化に伴う署所の整備について 90%の起債で 30%を交付税措置が受けられる起債がある。

いずれも、広域化しなければ必要ではない経費である。

補助金は、広域化した消防本部に優先的に配分したいということに留意する必要がある。

(委員長)

国からお金が出るから広域化をする訳ではないが。

(事務局)

指令センターについては、10 年間隔ぐらいで更新する必要がある。

人口によって、型(10 万人未満)・型(10 万人以上～40 万人未満)・型(40 万人以上)と区分されている。

型は既に補助金が廃止されており、高島市消防本部は更新しようにも既に補助制度はない。

(委員長)

指令は常に新しいものにしていく必要があるため、悩ましい問題である。

(委員)

消防業務を担っておられる現場の方々を説得するのか。

(事務局)

市町村合併の動向もある。

ごみ、上水道、様々なことを考慮する必要がある。

10 万人未満の消防本部の広域化は課題であり愛知郡広域行政組合消防本部は広域化する必要があると考えている。

高島市消防本部は、交通手段が隣接の大津市消防局と道路が 2 本の状態であり、大津市消防局と広域化しても地形的な問題があるため、消防力が向上するのか疑問である。

財政面でも、お互いに広域化のメリットが生じないとうまくいかない。

愛知郡広域行政組合消防本部については、市町村合併で旧愛東町と旧湖東町が八日市市と合併し、東近江市となっている。愛知郡は旧愛知川町と旧秦荘町が合併した愛荘町 1 町である。

愛知郡広域行政組合消防本部は旧愛東町・旧湖東町を管轄しており、東近江市には旧八日市市が属していた東近江行政組合消防本部があるにもかかわらず、消防・救急は愛知郡広域行政組合消防本部という二重行政となっている。

保健医療圏については、以前は愛知川を境に分かれていたが、市町村合併を契機に行政区画で見直している。

愛知郡広域行政組合消防本部の広域化については、喫緊の課題である。

愛知郡広域行政組合消防本部を分割するということは、一部事務組合の解散ということになる。愛荘町のみ残すと管轄人口2万人とより小規模な消防本部となってしまう。

消防、ごみ、上水道といった一部事務組合であるが、早急に広域化する必要がある。

前回の基本計画では彦根市消防本部との広域化となっている。

警察については、東近江署と愛知川署があったが、愛知川署が廃止されて東近江署に統合されている。

(委員)

複雑な状況である。消防の方は団結力や地域を守るというプライドをお持ちなので、そういう方をどのように説得するかだと思う。住民のコミュニティと話し合うことはないのである。

(事務局)

地域の消防署所を減らさない方針であり、住民のみなさんに対するサービスが低下するということではないので、特に話はしていない。

(委員長)

愛知郡広域行政組合消防本部から高島市消防本部まで話が行ってしまった。

具体的な話も聞いていただいて全体でご議論したい。

重なる面もあるが、続いての議題に移りたい。事務局より広域化のパターンの資料について説明をお願いします。

(2) 常備消防の広域化のパターンについて

(事務局)

3ページから6ページの常備消防の広域化のパターンについて資料に基づき事務局から説明。

(委員長)

全県1消防本部案から現行の課題である愛知郡広域行政組合消防本部まで、7つのパターンについて事務局より話していただいた。

それぞれのメリット・デメリットについても説明いただいた。

委員の皆さまからご意見やご質問を伺いたい。

(委員)

中央に琵琶湖があり、西部地域が分割されるため、全県1消防本部案というのはなかなか難しいのではないかと。

道路網もまだ十分整備できていない。

西部・南部・東部・北部とくる4消防本部案がいいのではないかと。指令については1つでもいいが、実働部隊は3消防本部か4消防本部はいる。

4消防本部案のような第1段階の広域化で行かないと、全県1消防本部案というのは困難ではないか。

(事務局)

中央に琵琶湖があるということのをどのように捉えるか事務局の中でも議論した。

例えば大津市消防局、高島市消防本部、湖北地域消防本部などが広域化しようとした場合、縦列の広域化の配置となり、広域化のメリットが見出しにくい。大津市消防局と高島市消防本部の広域化であると、距離は南北70kmにも及ぶ。これは広域化の大きな制約条件である。

琵琶湖西岸断層帯による地震が想定される中、大規模災害時の消防体制については、全県1消防本部案で、対応力を高めることが必要であると考えている。

また、指令業務の広域化は望ましいことである。その分を署所の増強につなげることができる。

全県1消防本部案の場合の運営については、方面本部や基幹となる消防署等の運用により、地域の特性に合わせ、適切に権限委譲することで対応できると思う。

ただ、そういう検討をしていただくための時間が足りないと思われる。

委員がおっしゃった実働部隊に関することは、方面本部などの運用で対応できるのではないかと。

また、1,500人弱の現在の消防職員数は確保しなければならない。

(委員)

全県1消防本部案が理想とは思ふ。段階的な広域化もあり得る。

メディカルコントロールという点では、災害発生時における地域での対応が分かっている状況であり、統一するためにもある程度の広域化は必要である。

2消防本部案、3消防本部案、4消防本部案で解決できるのではないかと。

(委員長)

救急の観点からは全県1消防本部案が望ましいし、地域防災が各地域で分かれている状況でいいのかという問題提起をいただいた。

全県1消防本部のメリットはたくさんある。

2消防本部案、3消防本部案も代替案としてはあり得る。

(委員)

資金がないと何もできないので、地域の特性に応じた対応をしていただければ全県1消防本部案に賛成である。

高島市は道路だけでなく、琵琶湖を使った湖上で何か対応が考えられないか。

(委員長)

救急についてはヘリが現実的ではないか。もちろん、道路が一番であるが。

(委員)

琵琶湖汽船では、災害時の対応を考えておられるようである。

(委員長)

日常の消防・救急活動と大規模災害時の消防・救急活動は考える視点が違うと思われる。

(委員)

確かに異なる。

また、各地域のメディカルコントロールの水準を高める必要がある。

(事務局)

高島市は、琵琶湖西岸断層帯による地震災害を受けやすいことが問題である。消防本部間をつなぐ道路も2本しかなく、ヘリも機動的ではあるが重機を運んだりするのは難しい。

ただ、高島市には自衛隊が所在している点が異なる。

湖上対応については検討しているが、今津港の耐震化、漁港の整備などが必要である。

広域化して長浜や彦根方面から支援するといったことも考えられる。

(委員)

全県1消防本部案については、理想ではないか。

また、道州制の検討がされているが、それを踏まえて考える必要があるのかどうか。

琵琶湖西岸断層帯による地震についていえば、どこも被災しており県内での応援体制は無理ではないか。緊急消防援助隊の制度があり、他府県からの応援が来ることが想定される。その際には道路網の問題があり、ルート確保が必要になってくる。

現実的な広域化の課題としては、愛知郡広域行政組合消防本部ではないか。

(委員)

全県1消防本部案が一番イメージしやすい。指令は全県で1つにされることは必要と思うが、それ以外の部分で変わる部分と変わらない部分を教えてほしい。

(事務局)

今後の検討であるが、現在の署所の体制は維持しながら総務と指令の事務を全県1消防本部案でまとめて行っても問題はないと思う。実際、現在でも携帯電話で119番すると、電波状況によって指令台での受信は隣の消防本部にかかってしまったりしている。

また、消防本部間での職員の給料や職階に課題がある。しかしながら、乗り越えられない課題ではない。

(委員)

全県1消防本部案におけるデメリットであるが、時間がかかるという説明が今一つわからない。2消防本部案から4消防本部案でも同じではないか。

全県1消防本部案から4消防本部案まで、それぞれのパターンで広域化した場合、企業でも統合した場合の社員の処遇にはかなりの時間がかかる。作業的にはどれも同じであるので、全県1消防本部案の方がいいのではないか。

また、隣接消防本部との境界線付近の出動については、遠いところから出動している場合もあるかと思うが。

(事務局)

平成24年度までに全県1消防本部案で広域化することは難しいと説明させていただいたが、むしろ2消防本部案から4消防本部案までの、それぞれの広域化をする方が時間がかかるのではないかと考えられる。

全県1消防本部案の方が話を進めやすいといったこともある。A消防本部とB消防本部といった場合には、利害関係が前面に出てしまい、個別具体的になるので調整には全県1消防本部案より時間がかかる。

また、湖北地域消防本部は平成18年4月に広域化したばかりであり、時間をおかずさらに広域化を行うのは大きな負担となる。

(委員)

そういう話を聞くと、全県1消防本部案が一番いいのではないか。

(事務局)

部分的な広域化ではメリットが出にくい。県全体で考える必要がある。

(委員長)

広域化していくときのコストの問題を提起していただいたが、2消防本部案にするのも、3消防本部案にするのも、大変なコストがかかる。それぞれの広域化のパターンの基準もよくわからない。全県1消防本部案は合理的な選択といえる。

道州制となっても、今の県域は琵琶湖が中央にあるため、まとまりのある地域と考えられる。

(委員)

全県1消防本部案になった場合、運営方式はどうか。県が直轄するのか市町の組合方式になるのか。

(事務局)

市町村消防の原則がある中、県が直接行うことはない。運営方式は、広域連合、一部事務組合が考えられる。

(委員)

全県1消防本部案にするのであるならば、消防単独の一部事務組合等にして欲しい。

(委員長)

消防だけで対応できる組織が必要であるが、具体的にどのような運営方式での全県1消防本部案というのはこれからの話である。

(事務局)

道州制の話であるが、近畿地方の消防の広域化の動向について申し上げますと、京都府は中央に京都市消防局があるためあまり積極的ではない。大阪府は全府1消防本部を視野に入れた検討をしている。奈良県も全県1消防本部があり得る。兵庫県は日本海と瀬戸内海に面しているなどの事情があり、京都府同様難しい状況にある。滋賀県はまとまりやすい地域であるので、道州制になってもうまく地域でまとめられると思う。

(委員長)

いろいろなご意見をいただいた。

委員会のおおよそのとりまとめをしたいと思う。

また、重要な意見をいくつかいただいた。

1つ目は、愛知郡広域行政組合消防本部の問題および高島市消防本部の問題、琵琶湖の地理的特性、湖北地域消防本部が広域化したところ、という点があり、こういった状況を踏まえて広域化を行う必要があること。

具体的な広域化のパターンとしては、大まかな方向としては全県1消防本部案が望ましいということで、委員の皆様のご理解をいただいたのではないかと。

2つ目は、早急に全県1消防本部案という話ではなく、いろいろと検討をする必要があること、あるいは市町の理解を得る必要があること、メリットや懸念されるデメリットを議論する必要がある。しかしながら、今回の広域化の枠組みである平成24年度までは及ばないのではないかと、

全県1消防本部案の問題、ごみ・し尿などの広域行政などの経緯、いろいろ異なっている。

新しい全県1消防本部案は、非常に大きなエネルギーを必要とする。広域化の効果が得られるまでも時間がかかる。

その他にもいくつかのパターンをお示しいただいたが、段階的に取り得る可能性がない訳ではないが、労力・コストといった点では、2消防本部案から4消防本部案までは、全県1消防本部案に効果が及ばないと考えられる。

また、愛知郡広域行政組合消防本部の広域化は喫緊の課題であり、これについては具体的にどうするかは次回までに事務局で検討していただきたい。

まとめると、

全県1消防本部案における課題を把握すること

広域化のパターンの問題は、いろいろあるが、それぞれ時間がかかり、全体の広域

化の効果では全県1消防本部案には及ばないため、全県1消防本部案が望ましいこと
当面は、愛知県広域行政組合消防本部の広域化であること
ということではいかがか。次回には、委員会としてまとめさせていただきたい。

(各委員)
異議なし。

(3) その他

(委員長)
その他何かあれば。
なければ事務局から。

(事務局)
次回の会議については、11月20日(火)の午後2時からの開催でお願いしたい。
後日文書でもご案内させていただくが、よろしく願います。

(委員長)
事務局案でよろしいか。

(各委員)
異議なし。

以上